

砥 部 町 議 会  
平成 2 2 年 第 6 回 臨 時 会  
会 議 録

平成22年第6回臨時会 会議録

|  |  |  |
|--|--|--|
| 招集年月日  | 平成22年11月29日  |  |
| 招集場所   | 砥部町議会議事堂   |  |
| 開 会  | 平成22年11月29日 午後2時30分 議長宣告   |  |
| 出席議員   | 1 番 佐々木隆雄      2 番 森永茂男      3 番 松崎浩司<br>4 番 大平弘子      5 番 西岡利昌      6 番 山口元之<br>7 番 政岡洋三郎    8 番 栗林政伸      9 番 西村良彰<br>10 番 土居英昭      11 番 宮内光久     12 番 井上洋一<br>13 番 中村茂          14 番 中島博志     15 番 平岡文男<br>16 番 三谷喜好 |  |
| 欠席議員   | なし   |  |
| 地方自治法<br>第121条の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職、<br>氏名 | 町 長                      中村 剛志              副町長                  佐川 秀紀<br>教育長                    佐野 弘明              総務課長                原田 公夫<br>企画財政課長            松下 行吉   |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名   | 議会事務局長 正岡 修平   |  |
| 会議録署名  | 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。   |  |
| 議員の指名  | 9 番 西村良彰    11 番 宮内光久  |  |
| 傍聴者  | 0 人  |  |

## 平成22年第6回砥部町議会臨時会 議事日程

・開 会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第63号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について

・閉 会

平成22年第6回砥部町議会臨時会

平成22年11月29日（月）

午後2時30分開会

○議長（土居英昭） ただ今の出席議員は16人です。定足数に達していますので、平成22年第6回砥部町議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。町長より招集の挨拶があります。中村町長。

○町長（中村剛志） 臨時会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。師走が近づき、議員の皆様には何かとお忙しい中、臨時会にご出席いただき誠にありがとうございます。ご承知のとおり、昨日行われました愛媛県知事選挙におきまして、新しく中村時広愛媛県知事が誕生いたしました。愛媛県の舵取り役として今後のご活躍をお祈りするとともに、心から当選のお祝いを申し上げます。さて、本日は人事院勧告に鑑みまして、砥部町職員の給与、特別職の手当を減額するため、関係条例の一部改正をお願いしております。担当課長から詳細にご説明申し上げますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお祈りいたします。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土居英昭） 日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により9番西村良彰君、11番宮内光久君を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（土居英昭） 日程第2会期の決定についてを議題とします。おはかりします。今臨時会は本日開催いたしました議会運営委員会において、本日1日と決定しました。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（土居英昭） 日程第3諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたの

でご報告します。

次に、監査委員より9月末現在までの例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。

次に、議員派遣について、11月1日に松山市のにぎたつ会館で開催された平成22年度第2回議会議員研修会に、14人の議員が参加し、「希望の地としての農山村集落」及び「抗加齢の秘訣」についての講演を聴講しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 議案第63号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について

##### (説明、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第4議案第63号砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第63号砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について。砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年11月29日提出、砥部町長中村剛志。議案第63号につきましては、県の人事委員会等から出ております勧告に基づきまして、改正をするものでございます。まず第1条におきましては、砥部町職員の給与に関する条例の一部改正ということでございまして、一般職につきましては期末手当の率を0.15減額する。再任用につきましては0.05減額するということでございます。12月に支給する期末勤勉手当の率の改正でございしますが、一般職につきましては0.05、再任用につきましても0.05減額ということでございます。下の方へ参りまして、附則第6項を次のように改める。これにつきましては、55歳を超える職員、特定職員について、給与抑制措置として給料月額、地域手当、期末手当、勤勉手当について100分の1を当分の間減額して支給するという内容でございします。続きまして、3ページまでいきますが、附則の7項につきましては、月の途中で特定職員となったものについての給与額については規則で定めるという内容でございします。附則第8項につきましては、特定職員の勤務1時間当たりの給与額の算定については、100分の1を減額して算出するというものでございします。附則9項につきましては、特定職員の勤勉手当の額は減額対象額に100分の0.5を乗じた額を減じた額とするという内容でございします。続きまして、別表第1を次のように改めるということで、行政職の給料表の改定が載っております。続きまして、8ページに移りまして、第2条でございしますが、第2条につきましては、砥部町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正すると

ということで、23年度に支給する率の改正について載せられております。続きまして、第3条でございますが、砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正でございますが、これにつきましては、12月に支給する期末手当の率を0.15減額するというものでございます。第4条につきましては、同じく議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例でございますが、23年度の支給する率について、規定しております。続きまして、第5条につきましては、砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例でございますが、これにつきましても、12月に支給する期末手当の率を0.15減額するというものでございます。第6条につきましては、23年度における支給率の改正について述べられております。第7条につきましては、同じく教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例でございますが、12月に支給する期末手当の率が0.15減額と。第8条につきましては、23年度に支給する率の改正となっております。第9条におきましては、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、給料の切り替えに伴う経過措置の改正を行っております。続きまして、9ページ附則でございますが、第1としまして、この条例は22年12月1日から施行するというものと、2条、4条、6条、8条につきましては、23年の4月1日から施行するというふうになっております。2におきまして、12月に支給する期末手当に関する特例措置が述べられております。公民格差の解消ということで、減額改定対象職員について、12月に支給する期末手当から4月から11月までの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、特地勤務手当、管理職手当及び初任給調整手当の月額合計に、100分の0.28を乗じて得た額を減額するものでございます。次のページにいきまして、6月に支給された期末手当、勤勉手当についても同じ減額措置をとると。3につきましては、企業職員についても適用するというものでございます。4につきましては、22年4月1日前に55歳に達した職員に対する読替え規定でございます。5につきましては、規則への委任事項でございます。6につきましては、55歳を超える職員に関する給料等支給額の一定率減額に伴う読替え規定を整備するものでございます。7につきましても、勤務時間、休暇等に関する条例は55歳を超える職員の支給率の一定減額に伴います読替え規定を整備しておるものでございます。以上で議案第63号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第63号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第63号砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正については可決されました。

これで本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長挨拶をお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり一言お礼を申し上げます。議員の皆様には慎重にご審議を賜り、ご議決いただきました事に心より感謝を申し上げます。早いもので、今年も余すところ1ヵ月余りとなりました。去年のこの時期にはインフルエンザが猛威をふるい、ワクチン不足が社会問題化しておりましたが、今年も各地で流行の兆しがみられるようです。師走を迎え、寒さが一段と厳しくなり、お酒を飲む機会も多くなってまいります。健康には十分留意していただき、お体ご自愛のうえ、お仕事に、そして町政発展にご尽力されますことをご祈念いたしまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土居英昭） 以上をもって、平成22年第6回砥部町議会臨時会を閉会します。

午後2時42分 閉会

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長 土居 英昭

議員 西村 良彰

議員 宮内 光久